

津市民テニスコートの施設及び設備器具の利用料金

単位 円

使用区分				利用料金		超過利用料金	
テニス コート	個人使用	昼間	中学生以下	2時間以内	120	1時間（1時間未満は、1時間とする。）増すごとに	60
			高校生以上・一般	2時間以内	240		120
		夜間	中学生以下	1時間（1時間未満は、1時間とする。）当たり	100		
			高校生以上・一般	1時間（1時間未満は、1時間とする。）当たり	160		
	専用使用			1面につき1時間（1時間未満は、1時間とする。）当たり	480		
		夜間照明	1面につき1時間（1時間未満は、1時間とする。）当たり	140			
会議室 1		午前9時から正午まで		830			
		午後1時から午後5時まで		1,100			
		午前9時から午後5時まで		1,930			
		午後6時から午後9時まで		1,240			
会議室 2		午前9時から正午まで		960			
		午後1時から午後5時まで		1,280			
		午前9時から午後5時まで		2,240			
		午後6時から午後9時まで		1,440			
会議室 3		午前9時から正午まで		670			
		午後1時から午後5時まで		890			
		午前9時から午後5時まで		1,560			
		午後6時から午後9時まで		1,000			

設備 器具	音響装置・	午前9時から正午まで	1式	520	
	映写装置	午後1時から午後5時まで	1式	620	
	(モニター を含む。)	午前9時から午後5時まで	1式	1,150	
	シャワー	1人1回につき		100	

〔備考〕

- 1 個人使用における昼間とは、4月1日から8月31日までの間にあっては午前9時から午後5時30分まで、9月1日から翌年の3月31日までの間にあっては午前9時から午後4時30分までをいう。
- 2 個人使用における夜間とは、4月1日から8月31日までの間にあっては午後6時から午後9時まで、9月1日から翌年の3月31日までの間にあっては午後5時から午後9時までをいう。
- 3 会議室の冷暖房時の利用料金は、当該会議室の利用料金の3割増しの額（10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。
- 4 市外の者が使用する場合の利用料金は、この表に定める利用料金の2倍の額とする。